

脳脊髄液漏出症患者救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状を呈する疾患である。平成２８年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、神奈川県内でも専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級１２級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

なお、自賠責保険における高次脳機能障害の後遺障害については、自賠責保険（共済）審査会に、専門医を中心とする専門部会を設置し、認定を行う仕組みが構築されているが、脳脊髄液漏出症については、このような認定の仕組みはない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府は、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、次の措置を早急に講じられることを強く要望する。

- １ 自賠責保険における脳脊髄液漏出症の後遺障害等級認定について、高次脳機能障害と同様に、専門医による認定の仕組みを創設すること。
- ２ 専門医による認定の仕組みが創設された際に、被害者、代理人、裁判所等から損害保険会社等に後遺障害等級認定に関する資料について開示請求があった場合には、労災保険と同様に開示を可能にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ７ 年 ７ 月 ２ ５ 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		

神奈川県議会議長